

日本たばこ産業株式会社法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、日本たばこ産業株式会社の民営化を段階的に進める観点から、同社の株式の政府保有比率の引下げを行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、株式の政府保有比率の見直し

1 政府は、日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という。)の成立時に政府に無償譲渡された会社の株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならぬこととし、当分の間発行済株式の総数の三分の二以上とする規定を廃止する。

2 政府が保有する株式は、会社の発行済株式の総数の三分の一を超えるものでなければならない。

二、その他

その他所要の規定の整備を行う。

なお、衆議院において、本法律案の施行期日を平成十四年四月一日から公布の日に改める修正が行われている。